

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間及び56年6月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和44年4月、同年11月から46年3月まで
③ 昭和56年1月
④ 昭和56年3月
⑤ 昭和56年6月から57年3月まで
⑥ 昭和57年4月から59年3月まで

私は、出稼ぎへ行く前や出稼ぎから帰ってきた後に、常にまとめて国民年金保険料を市役所で納付していた。しかしながら、申立期間①、③、④及び⑤は国民年金保険料が還付され、申立期間②及び⑥は未納とされていることが分かった。全ての申立期間を通じて、保険料の還付を受けた記憶はなく、また、保険料を未納のままにしておいたとは考えられないので、全ての申立期間について未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び⑤について、オンライン記録上、それぞれ昭和45年4月20日及び57年7月6日に国民年金保険料が還付されたことによる未納期間とされている。

しかしながら、両申立期間とも国民年金の強制加入被保険者期間であることから、保険料が還付される対象とならない期間である上、オンライン記録では両申立期間とも当該申立期間後に還付されていることが確認でき、少なくともその時点までは両申立期間の国民年金保険料が納付済みであったと考えられることから、両申立期間については納付済期間

とすることが必要である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間②について、A市の国民年金収納簿及び国民年金被保険者名簿から、申立人が昭和45年1月20日に42年10月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得（国民年金被保険者資格を喪失）した旨の届出を行い、49年4月25日に国民年金被保険者資格の再取得手続を行っていることが確認でき、その時点では申立期間②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人が国民年金被保険者資格の再取得手続を行った昭和49年4月25日は第2回特例納付実施期間中であるが、申立人は、特例納付の収納業務を行っていない市役所で保険料を納付したと主張していること、納付したとする保険料の額や納付時期等の記憶が明確でないこと、及び当該期間以降にも未納期間が散見されることから判断すると、当該期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、「国民年金保険料について、還付の通知を受けたことも、還付請求をしたことも無く、還付金を受け取った覚えも無い。」と主張している。

しかし、A市が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人は昭和55年5月に申立期間③及び④を含む同年4月から56年3月までの1年分の保険料を前納していることが確認できるものの、申立人が55年10月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、当該1年分の保険料のうち申立期間③及び④を含む同年10月以降の保険料が同年11月に還付されていることが確認できる。

また、申立期間③及び④は国民年金の強制加入期間ではあるが、厚生年金保険加入期間として還付された期間の中に含まれていたものであり、還付が申立期間③及び④前に行われていることから、その時点において申立期間③及び④の国民年金保険料を還付処理することについて不自然さは見られず、記載されている還付金額「22,620円」も申立期間③及び④の国民年金保険料額と一致している。

さらに、特殊台帳及びA市が管理する国民年金被保険者名簿において、不適切な記録記載、不自然な記録訂正等は認められず、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

- 4 申立期間⑥について、A市が保管する国民年金収納簿の収納記録欄には未納を示す「未」という記載が確認できる上、申立人は、「出稼ぎの前か後に保険料を自分で納付した。」とするのみで、当該期間について納付したとする保険料額、納付時期及び納付方法等の記憶が明確でない。

また、申立人が、申立期間⑥について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人が申立期間⑥の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑥の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月28日から同年11月30日までの期間に係る船員保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月28日から同年12月5日まで

私は、昭和41年頃からA社に勤務し、同社が所有するB船舶で業務に従事していた。

当時は、毎年2月から乗り組み、年末には下船し、正月は家で過ごす周期で乗船しており、乗り組んでいた期間と船員保険の被保険者期間はほぼ一致しているが、申立期間の船員保険の被保険者記録は、乗り組んでいた期間と一致していない。

給与は乗船中には前借りの形で一部を受け取り、下船後に現金で精算されたが、その際に、船員保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び申立人と同じ時期に機関員として乗船していたとする同僚の船員手帳の記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和44年2月7日から同年12月5日までの期間において、A社が所有するB船舶に雇入れされていることが推認できる。

また、C組合が保管する船員台帳（B船舶）において、申立期間のうち、昭和44年2月28日から同年11月30日までの期間に係る申立人の船員保険の被保険者記録が確認できるとともに、同台帳において、当該期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる申立人以外の全ての者については、申立事業所に

係る船員保険被保険者名簿における被保険者記録と一致していることが確認できるところ、C組合の担当者は、「当時の関係書類は保管されていないが、船員台帳の記録どおりに社会保険事務所（当時）に提出したと思う。」と供述している。

さらに、事業主の子は、「申立期間当時、船員手帳があれば乗船していたし、下船する時点で給与精算するので、その時点で船員保険料も控除してC組合に納付した。C組合が社会保険事務所への事務手続を行っていたが、当時の担当者は死亡しているので、C組合における詳細は不明である。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和44年2月28日から同年11月30日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年2月の船員保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A社では、当時の関連資料は無く詳細は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和44年11月30日から同年12月5日までの期間については、前述の船員台帳において、船員保険の被保険者記録が確認できる申立人を含む全ての者が同年11月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿に氏名が確認でき、申立人が一緒に乗り組んでいたとする同僚についても、当該期間に係る被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成5年11月から6年9月までを32万円、6年10月から7年8月までを34万円に訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から7年8月まで

平成5年11月から7年8月までの期間における給与支給額は約32万円で、この金額に見合う厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所の記録において、当該期間の標準報酬月額が減額処理されていることが分かった。

実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年11月から6年9月までは32万円、同年10月から7年8月までは34万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成7年10月1日)の後の同年12月4日付けで、5年11月1日及び6年10月1日に遡っていずれも14万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、多数の同僚も7年12月4日付けで標準報酬月額が5年11月1日及び6年10月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の引き下げ処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た、平成5年11月から6年9月までは32万円、同年10月から7年8月までは34万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和38年9月1日から39年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年9月1日、資格喪失日を39年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月1日から39年9月1日まで

私は、昭和38年8月にA社に本社扱いとして雇用され、給与体系も本社規定に拠るものであった。入社後は、同年10月から同年12月までの期間において、同社本社で幹部候補生として研修を受け、39年1月に同社B事業所の所長として任命された後、同年8月末頃までの期間において勤務していたが、年金事務所の記録には申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社における幹部候補生研修時の写真、複数の同僚の供述及び申立人の勤務内容等についての詳細な記憶等から判断すると、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、前述の幹部候補生研修時の写真に申立人と一緒に写っている同僚は、「申立人と一緒に幹部候補生研修を受講し、その後、私はA社C事業所に、申立人は同社B事業所に勤務となった。申立人と私の雇用条件は同じであった。」と供述している上、当時の会計担当者は、「申立人が、A社本社での幹部候補

生研修を終了して同社B事業所に配属になったことを記憶している。私は、社会保険事務の担当ではなかったが、支部長、特別幹部候補生、内勤社員は全て厚生年金保険に加入していたので、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたものと確信している。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人より後に幹部候補生研修を受けたとする同僚について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、前述の申立人と一緒に幹部候補生研修を受けたとする同僚が、「申立人とは同時期の入社であった。」と供述しているところ、前述の被保険者原票から、当該同僚は、厚生年金保険被保険者資格を昭和38年9月1日に取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、「A社の給与は当月支給であり、毎月25日が支給日であった。私は、昭和39年8月分の給与支給を受けた日から数日後に退職した。」と主張しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で氏名が確認でき、連絡先が判明した同僚4人の供述、及び当該被保険者原票において、大部分の被保険者に係る資格喪失日が月の初日であることなどから判断すると、申立人は昭和39年8月末までの期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月1日から39年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と一緒に幹部候補生研修を受け、A社C事業所長に配属されたとする同僚の昭和38年9月の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社本社及び同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから申立人に係る被保険者記録が失われたとは考え難い上、仮に事業主から申立人に係る被保険資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があることとなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれを記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年9月から39年8月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、前述の申立人と同時期に入社し、一緒に幹部候補生研修を受け、A 社 C 事業所長に配属されたとする同僚についても当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立事業所は、当時の人事記録等の関連資料を保管しておらず、当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和63年10月28日から同年11月1日まで

私は、申立期間①については、A社に入社してから退職する昭和59年6月末までの期間において、同社及び同社の関連会社に継続して勤務した。しかし、年金事務所の記録では、途中の38年8月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、翌日の同年9月1日付けで資格を再度取得したとされている。同日付けでA社本社と同社支店間での人事異動はあったものの、途中で勤務が途切れたことは無い。

また、申立期間②については、勤務していたC社の都合で同社の取引先でもあったD社に転籍した。C社に昭和63年10月末までの期間において勤務し、翌日からD社に出社したことを覚えているが、年金事務所の記録では、昭和63年10月28日にC社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、

同年 11 月 1 日に D 社において資格を取得したとされており、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険料は控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の勤務内容等に係る具体的な供述、雇用保険の被保険者記録及び申立人の所持する昭和 43 年 12 月 1 日付けの「15 年永年勤務表彰状」等から判断すると、申立人が昭和 27 年 8 月 9 日から 59 年 6 月 30 日までの期間において、A 社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 38 年 9 月 1 日に A 社 B 事業所から A 社 E 支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所に係る昭和 38 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 38 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②に C 社に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所は既に解散しているが、申立期間②当時の代表取締役は、「申立期間②当時の資料等は残っていないが、申立期間②の厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「昭和 63 年 10 月末日までの期間において C 社に勤務し、同社の都合で翌日から D 社に勤務した。」と主張しているところ、D 社の元事業主は、「申立人の言うとおりの C 社と当社は取引関係があり、C 社から『従業員を何人か引き受けてくれないか』と依頼を受けた。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録並びに C 社及び D 社に係るオンライン記録から、C 社から D 社に転籍しているとされる複数の者について、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社に係る昭和63年9月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月15日

申立期間において、A事業所で支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。申立期間について標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書(平成19年7月15日分)から判断すると、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（15万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の賞与から保険料を控除したが、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料控除額に見合う保険料を納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、平成6年9月及び同年10月を53万円、同年11月から7年1月までを59万円に訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月から7年1月まで
② 平成7年2月28日から8年2月28日まで

私は、両申立期間において、A社に継続して勤務しており、唯一残っていた給与明細書から、当時の給与支給額は約60万円であったことが確認できる。

しかし、年金事務所の記録では申立期間①の標準報酬月額は9万8,000円とされており、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間①について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正するとともに、申立期間②についても、勤務していたことは間違いのないので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した平成7年1月分の給与明細書から、59万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録においては、当初、申立人の標準報酬月額が平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年1月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年2月28日）の4か月後の同年6月28日付けで、6年9月から

7年1月までの標準報酬月額が9万8,000円に遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年1月までは59万円）に訂正することが妥当である。

一方、申立期間②については、雇用保険の被保険者記録において、離職日が平成7年9月30日とされていることから、申立人が申立期間②のうち、少なくとも平成7年2月28日から同年9月30日までの期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、当該事業所は同年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所は既に廃業している上、元事業主の連絡先は不明であることから、申立人の当該期間における申立事業所での勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、同僚の供述において、申立期間②当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

加えて、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和42年3月10日、資格喪失日は45年6月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年3月から同年8月までを4万2,000円、同年9月から43年8月までを4万8,000円、43年9月から44年9月までを5万6,000円、44年10月を6万円、同年11月から45年5月までを6万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月10日から45年6月30日まで

私は、昭和38年7月から45年6月までの期間において、A社で勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされていることが分かった。申立期間も継続して申立事業所に勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した社会保険台帳の写し及びA健康保険組合が提出した健康保険資格証明書並びに同僚の供述により、申立人が、昭和42年3月10日にA社C支店から同社B支店に異動し、申立期間において、同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が同一の、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日は昭和42年3月10日、資格喪失日は45年6月30日)が確認できるところ、前述の社会保険台帳の写し等から、当該記録は申立

人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年3月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年6月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、及び前述の社会保険台帳の写しなどから判断すると、申立人と同職種であり同様にA社C支店から同社B支店に異動したことが推認される同僚の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和42年3月から同年8月までを4万2,000円、同年9月から43年8月までを4万8,000円、43年9月から44年9月までを5万6,000円、44年10月を6万円、同年11月から45年5月までを6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格喪失日（昭和30年1月24日）及び資格取得日（昭和30年12月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち昭和31年6月1日から同年9月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月24日から同年12月20日まで
② 昭和31年2月16日から同年9月15日まで

私は、昭和28年4月にA社に助手として入社し、29年4月から見習助手となった。

昭和31年2月7日にA社工場が火災により全焼したが、会社復興のために、昭和49年12月20日までの期間において退職することなく継続して勤務したにもかかわらず、両申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

両申立期間とも継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、オンライン記録では、A社において、昭

和 29 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30 年 1 月 24 日に資格を喪失後、同年 12 月 20 日に同社において再度資格を取得しており、同年 1 月 24 日から同年 12 月 20 日までの期間の記録が無い。

申立人の同僚は、「申立人は、昭和 28 年 4 月に A 社に入社してから退職するまでの期間において、一度も退職することなく継続して勤務していた。同社では転勤や出向は無く、勤務形態などにも変更は無かったので、申立期間①当時に厚生年金保険被保険者の資格を喪失する理由は見当たらない。」と供述している。

また、当該同僚が、「申立人の業務内容等に変更はなかった。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が一緒に勤務していたとする同職種の同僚の被保険者記録は申立期間①も継続していることが確認できることなどから判断すると、申立人が申立期間①において、A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和 29 年 12 月及び 30 年 12 月の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 1 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち昭和 31 年 6 月 1 日から同年 9 月 15 日までの期間について、申立期間②当時、A 社役員の子であったとする同僚は、「A 社では、昭和 31 年 2 月 7 日に火災により工場が全焼した後、一部の従業員について臨時解雇が行われ、復興と共に再雇用が行われた。申立人は、臨時解雇の対象とはされておらず、火災の後の復興のために、申立人と同じ業務に従事した同僚と共に継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が当該期間に、A 社において継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 31 年 2 月 16 日に、火災後も会社復興のために継続して勤務していたとする前述の同僚を含むほぼ全員の被保険者が厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、その後再度資格を取得している記録が確認できる。

また、前述の厚生年金保険被保険者名簿及び雇用保険の被保険者記録におい

て、申立人と同じ業務に従事したとする前述の同僚の厚生年金保険被保険者資格の再取得日及び雇用保険被保険者資格の取得日が昭和 31 年 6 月 1 日であることが確認できるところ、申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日も同日であることが確認できることなどから判断すると、申立人についても、一旦厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同年 6 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を再度取得し、同年 6 月から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 31 年 9 月の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間②のうち、昭和 31 年 2 月 16 日から同年 6 月 1 日までの期間については、前述のとおり、申立期間②当時の役員の子であったとする同僚が、同年 2 月 7 日に火災により申立事業所の工場が全焼したことを供述しているところ、前述の被保険者名簿において、同年 2 月 16 日に、ほぼ全員の被保険者が厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、当該期間において、申立人と同じ業務に従事したとする前述の同僚の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、申立人についても、同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが推認できる。

また、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年10月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月26日から同年11月1日まで
② 平成2年9月1日から3年9月1日まで

申立期間①について、私は昭和49年4月1日からB社に勤務し、51年に同社の関連会社であるA社に異動した。異動後も継続して勤務していたが、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、オンライン記録では、当該期間前の標準報酬月額に比べて標準報酬月額が大幅に減額されていることが分かった。当該期間については、A社における勤務状況も変化していないし、給与が減額された記憶も無いので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正し

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、法人登記簿の記録から当時の役員であったことが確認できる経営者の妻及び同僚等の供述並びに申立人の申立期間①当時の具体的記憶から判断すると、申立人は、申立期間①においてB社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和51年10月26日にB社からA社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は平成10年2月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立人に係る被保険者資格の取得届を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人及び法人登記簿の記録から申立人と同様に役員として確認できる者を含む複数の被保険者のA社における申立期間②前後の期間に係る標準報酬月額の記録の推移を確認したところ、標準報酬月額が下がっている者は確認できず、申立人の標準報酬月額のみが平成2年9月1日に24万円から8万円に減額されていることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、自身が社長を務めるC社を新たに立ち上げる時期であったと供述しているところ、申立人の親族以外の同僚は、「申立人は、夜、C社へ行くまでの時間については、それまでと変わらず業務に従事しており、A社を退職するまでの期間において、申立事業所での勤務形態等に変更は無かった。」と供述している。

さらに、法人登記簿の記録から役員であったことが確認できる当時の事業主の妻が、「申立期間②当時、申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に変更は無く、給与を下げることも無かった。申立人は社会保険事務に関わっていなかった。私自身は直接の担当者ではないが、社会保険事務に責任がある立場であった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間②について、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年8月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡していることから供述が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年5月から55年3月まで

私は、申立期間以前、A県に在住していたが、昭和54年5月にB県C市の飲食店に採用されたため、同月C市役所に行き、住所変更手続と国民年金の加入手続を行った。しかしながら、申立期間当時、私は店長をしていた関係で、午前7時から翌日の朝4時頃まで長時間の勤務で忙しかったため、国民年金保険料の納付ができなかった。

昭和55年8月末にD市に帰郷し、同年10月頃、C市役所から市民税や国民年金保険料の約1年半分の未納通知が届き、その後、国民年金保険料及び税等の合計10万円から20万円程度の金額を一括納付した。

しかし、年金事務所の記録では私の国民年金保険料は、一括納付したうちの昭和55年4月から同年8月までの5か月間だけが納付済みとされており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年5月にC市役所で住所変更と同時に国民年金の加入手続を行い、55年8月末に申立期間を含む54年5月から55年8月までの国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているが、B県において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる記録は確認できず、申立人の国民年金手帳記号番号は、56年8月27日にD市において払い出されていることが確認できるとともに、申立人は、56年12月15日に55年4月から同年8月までの5か月間分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、その時点で申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当た

らない。

また、申立人は、「C市役所から市民税や国民年金保険料の約1年半分の未納通知が届き、その後、国民年金保険料は市民税等と一緒に合計10万円から20万円程度の金額を一括納付した。」と主張しているが、C市役所の国民年金課は、「国民年金の未納者に市民税と一緒に通知を出すことはなく、未納者の転出先に通知を出すこともない。」としており、申立人の主張には不自然さが見られる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの期間及び平成14年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から61年3月まで
② 平成14年5月

申立期間①について、私が国民年金の加入手続を行い、妻が、地区の集金によって夫婦二人の国民年金保険料を納付していたと思う。

また、申立期間②について、妻が銀行窓口で私の国民年金保険料を納付していたと思う。

いずれの申立期間についても未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市に保管されている国民年金収納状況一覧表によると、昭和59年度以前の当該一覧表には申立人の氏名は確認できないが、60年度の当該一覧表に申立人の氏名が記載されていること、及び国民年金手帳記号番号から、申立人よりも後で加入手続をしたと推認される被保険者が60年度の国民年金保険料を、61年4月26日に現年度納付していることが確認できることから、申立人は同年4月頃に国民年金加入手続を行ったことが推認でき、この時点で申立期間①のうち、一部の期間については時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間①における国民年金保険料を地区の集金により納付した。」と主張しているが、前述のとおり、申立人は、昭和61年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられるが、その時点で申立期間のうち制度上納付可能な時効完成前の期間に係る国民年金保険料は過年度保険料となることから納付組織に保険料を納付することはできなかったと考えられる上、当該期間に係る国民年金保険料は社会保険事務所（当時）から交付される納付書により金融機関等で過年度納付する

ことが可能であったと考えられるが、申立人の保険料を納付していたとする妻は、「社会保険事務所から納付書等が送付されてきた記憶は無い。」と供述していることから、当該期間にかかる過年度保険料は納付されなかったものと考えられる。

一方、昭和 60 年度の国民年金保険料は、61 年 4 月 30 日までの期間に現年度納付することが可能であったと考えられるところ、申立人の妻は、「市役所から送られてきた納付書により、銀行窓口で納付した記憶がある。」とするのみで、納付した時期や金額等を記憶しておらず、妻が銀行窓口で納付したとする保険料が 60 年度の国民年金保険料であったことが特定できない。

さらに、申立期間②について、申立人は、平成 14 年 5 月 31 日に自らが事業主であった適用事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、「当時、事業譲渡に係る業務が繁忙であったため、保険料の納付手続まで手が回らず、結局 1 か月分が未納になったことを覚えている。」と供述しており、申立期間②の保険料が納付されることはなかったものと考えられる。

加えて、申立人が両申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 12 日から 39 年 1 月 23 日まで

私は、昭和 32 年 10 月から 39 年 8 月までの期間においてA社に勤務していたが、年金事務所の記録では申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。

しかし、私は、昭和 38 年 3 月頃からA社が所有する船舶「B」に乗り組み、39 年 9 月頃にC県D市のE ドッグに繋船し全員下船したこと、及びその後D 駅から夜行列車で、同僚二人と帰省したことを記憶しているので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、「昭和 38 年 3 月頃から同僚二人と一緒に船舶Bに乗り組んでいた。」と主張しているところ、当該同僚の船員手帳により、A社が所有する船舶Bの雇入日が昭和38年8月19日とされていることが確認でき、申立期間のうち少なくとも同年1月12日から同年8月19日までの期間については、申立人が主張する船舶Bに乗り組んでいたことを推認することができない。

また、申立人は、「期間は不明だが、『F』という船舶に乗り組んでいたこともあった。」と供述しているところ、複数の同僚が、「申立期間に申立人と一緒に外国籍のFという船舶に乗り組んでいた。」と供述し、前述の同僚のうち一人は、「申立期間はFという外国籍の船舶に申立人と一緒に乗り組んでい

た。当時の日記には『37年12月29日F号に乗船した。外国籍のため船員手帳は必要無く、その代わりにパスポートで乗船した。39年1月22日全員下船』と記されている。」と供述している。

さらに、前述の複数の同僚が所持するパスポートの記載内容などから判断すると、申立期間当時、当該同僚が外国籍の船舶Fに乗り組んでいたことが推認できるところ、当時の船員保険は、適用船舶の範囲を定めた船員法施行規則第1条第1項により、「日本国民、日本法人、日本公署の所有する船舶」と規定されており、当該条項で規定される船舶以外の船舶に乗船している期間は船員保険が適用されないこととされている。

加えて、A社に係る船員保険被保険者名簿で氏名が確認でき、連絡可能な同僚のうち「船舶Fに乗り組んでいた。」と供述している6人（前述の同僚を含む）全員が昭和38年1月12日に資格を喪失し、39年1月19日から同年1月25日までの期間に資格を再度取得していることが確認できる。

また、申立事業所は平成6年10月31日に解散しており、事業主の所在も不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除の状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 15 日から 42 年 12 月 1 日まで

私は、A事業所に在籍中の昭和 42 年*月に長男を出産し、その後産休に入り、出勤しないまま 44 年*月に次男を出産した。次男出産後に申立事業所から内職の仕事を請けたが、子供が業務器具でけがをしたので、一月程で内職を辞め、その時に申立事業所から見舞金を受け取った記憶はある。

しかしながら、脱退手当金を受領した記憶はないので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日以前に資格取得をしている女性のうち、申立人の資格喪失日又は脱退手当金支給日前後2年以内に資格喪失し、かつ受給権を満たしている者22人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め12人に支給記録が確認できる上、うち9人が退職後4か月以内に脱退手当金を受給していることが確認でき、このうち連絡先が把握できた4人に当時の状況について照会したところ、回答のあった4人中3人が、「脱退手当金を受領した。」としており、うち一人は、「事業所から受領した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、A事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した約1年3か月後の昭和44年3月18日に支給決定されているところ、

申立人は、「申立事業所を退職後も当該事業所へ出向いていた。」としており、厚生年金保険の被保険者資格喪失後も事業所と関わりがあったと考えられることから、当該支給記録に不自然さはない。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 6 月 10 日まで
③ 昭和 41 年 3 月 10 日から 56 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 57 年 1 月 5 日から 64 年 1 月 1 日まで
⑤ 平成元年 1 月 10 日から 9 年 11 月 1 日まで
⑥ 平成 9 年 11 月 1 日から 16 年 6 月 1 日まで
⑦ 平成 17 年 8 月 1 日から 20 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③、D社に勤務していた申立期間④、E社に勤務していた申立期間⑤、F社に勤務していた申立期間⑥、及びG社に勤務していた申立期間⑦について、実際に受け取った報酬月額に見合う標準報酬月額は、年金事務所が記録する標準報酬月額と異なっているので、全ての申立期間について実際に受け取った報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

- 2 申立期間①については、A社は、昭和38年5月1日の厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書、同年10月の定時決定に係る厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届、及び39年6月1日の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しているところ、申立人に係る当該届出に記載された標準報酬月額は申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を保管しておらず、当該期間における報酬月額又は厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていたことについて確認できない。

- 3 申立期間②については、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無いため、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の報酬月額及び保険料控除の状況等について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の標準報酬月額が申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚と比較して特に低額であるという事情は見当たらない。

- 4 申立期間③については、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無いため、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、事業主に申立内容について照会したが、回答を得ることができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の標準報酬月額が申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚と比較して特に低額であるという事情は見当たらない。

- 5 申立期間④については、申立人が保管している当該期間に係る賃金明細票（昭和60年6月分、同年10月分及び63年1月分を除く）から確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該期間の標準報酬月額とおおむね一致している

ことが確認できる。

また、前述の賃金明細票で確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、D社は、「当時の資料は既に廃棄しているため詳細は不明である。」と供述しており、当時の厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は確認できない上、当該被保険者名簿によれば、申立人の標準報酬月額が申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚と比較して特に低額であるという事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑤については、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無いため、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚と比較して特に低額であるという事情は見当たらない。

さらに、E社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の報酬月額及び保険料控除の状況等について確認することができない。

- 7 申立期間⑥については、申立人が保管している、当該期間に係る給与支給明細書等（平成15年10月分を除く）から確認又は推認できる報酬月額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

また、前述の給与支給明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、F社は、「当時の資料は平成16年4月及び同年5月の賃金計算書のみ保管しており、そのほかは既に廃棄しているため、申立期間⑥に係る詳細は不明である。」と供述しているところ、平成16年4月及び同年5月の賃金計算書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は、申立人が提出した当該期間に係る給与支給明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額と一致している上、当該保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることが確認できる。

8 申立期間⑦については、申立人が保管している、当該期間に係る賃金明細書（平成18年12月分を除く）から確認又は推認できる報酬月額、オンライン記録上の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

また、前述の賃金明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、G社は既に廃業しており、当時の報酬月額及び保険料控除の状況等について確認することができない。

9 このほか、申立人の全ての申立期間に係る記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 26 日から 45 年 3 月 18 日まで

私は、昭和 43 年 2 月に A 市に所在した B 社に就職した。その後社名が C 社に変更したが、平成 19 年 2 月末に退職するまでの期間において継続して同社に勤務した。しかし、年金事務所の記録では、44 年 2 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、45 年 3 月 18 日に再度資格を取得したこととされており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立事業所での勤務を中断したことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に B 社及び C 社に継続して勤務していた。」と主張しているが、B 社又は C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で申立期間に被保険者記録が確認できる同僚 5 人に照会を行い、このうち回答があった 4 人は、「申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたか否か覚えていない。」と供述しており、申立人が申立期間に申立事業所に継続して勤務していたことを推認することができない。

また、申立事業所の合併先事業所である D 社は、「申立期間当時の人事記録等の関連資料が残されておらず、当社の現在の社員で申立期間当時を知る者もない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、適用事業所名簿から、B 社は昭和 44 年 7 月 31 日に厚生年金保険の

適用事業所に該当しなくなっているとともに、C社は同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、申立期間のうち同年7月31日から同年10月1日までの期間については、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、法人登記簿の記録において、C社が設立されたことが確認できる同年8月1日から同年10月1日までの期間において、B社及びC社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見受けられない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格の喪失日は「昭和44年2月26日」と記載されているとともに、当該資格喪失に伴い健康保険被保険者証が返却された旨記載されているなど不自然な形跡も見受けられない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び所得税源泉徴収票等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。